



2020年10月8日

株主各位

埼玉県行田市藤原町一丁目14番地1
株式会社ショーワ
代表取締役社長 杉山 伸幸

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、2020年10月23日(金曜日)を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、2020年12月上旬に開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましての公告いたします。

(注) 2020年9月1日付プレスリリース「本田技研工業株式会社(証券コード:7267)による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本田技研工業株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の成立後に、公開買付者の保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定であるとのことです。ただし、本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立後に公開買付者が当社の総株主の議決権の数の90%以上の議決権を所有することとなり、公開買付者が本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求する場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、上記基準日についても利用しない予定です。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

以上